

内だけに限つて影響するもので、例へば砂糖の値が上つたといへば砂糖會社だけに影響するが、紡績會社には何等影響しない。此特殊材料の内にも右の例のやうに一般的のものもあるが又特定のものもある、例へば或會社が増資をするとか減資をするとか又は他の會社を買収したとかいふやうなものである。

(二) 政治的材料といふのは政治に關係したとて、例へば法律を改正するといふやうな場合で、之れが商法とか民法とか一般的法律の改正ならば一般に影響するから相場に大した變動を來すとはないが、銀行條例とか、鐵道條例とか、工場法とかの改正によつては其銀行なり鐵道なりが打撃を受けるとがある。隨て相場に大變動を來す。内閣の動搖や外交の成敗などは株式相場に大關係がある。又特種の會社例へば政府の補助金を受けてゐる汽船會社などで、遠洋航海補助法が改正せられた場合などは其株に影響するのは云ふ迄もない。

經濟的材料といふのは財政とか金融とか貿易とか、經濟上に關係した出來事であつて、非經濟的材料といふのは地震とか暴風、大火、疫病、戰爭などで、經濟的にも政治的にもないものを云ふのである。

(三) 常變材料といふのは、日常變化しつゝある出來事で貿易の輸出入超過や金融の緩漫逼迫といふ類である。急變材料といふのは名の如く突發的で、不意に起る出來事である。例へば戰爭だとか、暴風雨だとか地震だとかいふ天災的の事は全く急變材料で、經濟上にしても銀行の支拂停止などは當局者以外の者には豫め分らないから、矢張り急變材料の一に數へるがよい。

(四) 好材料と惡材料 以上のやうに材料の分類の仕方は色々あるが結局好材料と惡材料とに纏めて仕舞ふことが出来る、又相場に對する利便から云つても此二つに分けるのが最も實用的である、好材料といふのは相場に好影響を與ふる出來事で、

悪材料といふのは相場に悪影響を及ぼす出来事で、一般材料に属することもあり政治的のもあり、経済的のものもある。好材料を樂觀材料又は強氣材料、悪材料を非觀材料又は弱氣材料といふ人もある。好材料は相場を騰貴せしむるもの、悪材料は相場を下落せしむるもので、相場に對する利目は悪材料の方が急激且つ猛烈であるのが普通だ。併し好材料の好材料たるのは其出来事が實現せない間で、實現すると却て悪材料に化する傾向がある、所謂「材料は現はれぬうちが花」である。悪材料とても其出来事が起るとそれを動機に却て反撥を來たすことが多い。

要するに材料を彼是云ふよりも其時の市況が大体に於て弱持合即ち下落してゐる相場であるか、強持合即ち高い値段に進んだ相場であるかを見定めて賣なり買なりの方針を立てる方がよい。

第六章 相場の通信

近年相場の通信屋といふのが殖れて、何々會、何々通信だのと一ヶ月五圓位の報酬で、加入者に市況を通信し目先の豫測を報知する者があり、地方のお客では此等を信用して賣買することがある。通信屋だとして神様でないから、轉變極まりなき相場を豫測することは到底不可能である。可笑しいのは通信屋が思惑が外れて所謂曲り屋になつてゐるとである。必ず當ると極まつてゐれば、通信をする迄もなく自分で賣買して成金になる筈であるが、さうは問屋で卸さない。こんな曲り屋の通信を信用して賣買した客こそ迷惑である。

通信屋で一度通信が外れたと客は減少して仕舞ふから、狡猾な通信屋になると、強氣即ち買奨励の通信と弱氣即ち賣奨励の通信と両方を書いておいて、客の

一部分には強氣を他の一部分には弱氣の通信を出す。相場は上るか下るかであるから、孰れか一方が適中する。當らなかつた方の客を失ふ代りに當つた方の客は益々信用して知人に話す、新たな客が殖る。といふ風にやつてゐる。そして相場新聞に初號活字で豫言適中、禮状山の如しなご、廣告をする。こんなのを信用してゐる客はミヂメなものだ。併しダイヤモンド通信だの、株式通信だのと、眞面目に會社の實質を調査研究したり、市場の形勢を報道してゐるものがある。こんなのは賣買の參考となるのは云ふ迄もないが、其代り他の八卦式の如く何日に賣れ、何日に買へどか、又は何圓で賣れ何圓で買へなご、具体的に日や値段を指さない。八卦式は當ることもあるが當らぬこともある。吳々も云ふが相場は冷靜に自分で觀察した處に従ふのが第一である。他人の言ふ處を聽いてゐれば所謂チャブツクことが多いものだ。

北濱と兜町 終

附 録

株式取引所に於ける『バイカイ』に就て

大審院は大正三年オ六百六十四號定期株式委託賣買證據金返還請求事件で、大正五年七月にバイカイ無効の判決を下して、取引所界及び法曹社會に物議を起した。併しバイカイの如何なるものなるか、世間に知られてゐないので、甲論乙駁、容易に決せない、それで之れを明かにする爲め、本文を草したのである。だから幾分専門的になつてゐるが、本書の讀者には敢て六づかしいことはなからうと信するのである。

一、『バイカイ』の意義

『バイカイ』といふ稱呼は賣買の重箱讀みにして『バイバイ』といふの語呂悪しきより何時となく轉訛し來れるものなれば正しくは『バイカヒ』と書すべきなり、然れども今日に於ては多年の慣行により自ら特殊の意義を有するに至れり、即ち『バイカイ』とは同一仲買人が同時に市場に於てなせる同數の賣と買とにして、其手合（賣買豫約）の相手方が同一人なる形式にて場帳に登録せられたるものを云ひ、轉賣買戻を

株式取引所に於けるバイカイに就て

認むる競賣買の定期取引に於て行はるゝ方法なり。

されば「バイカイ」は

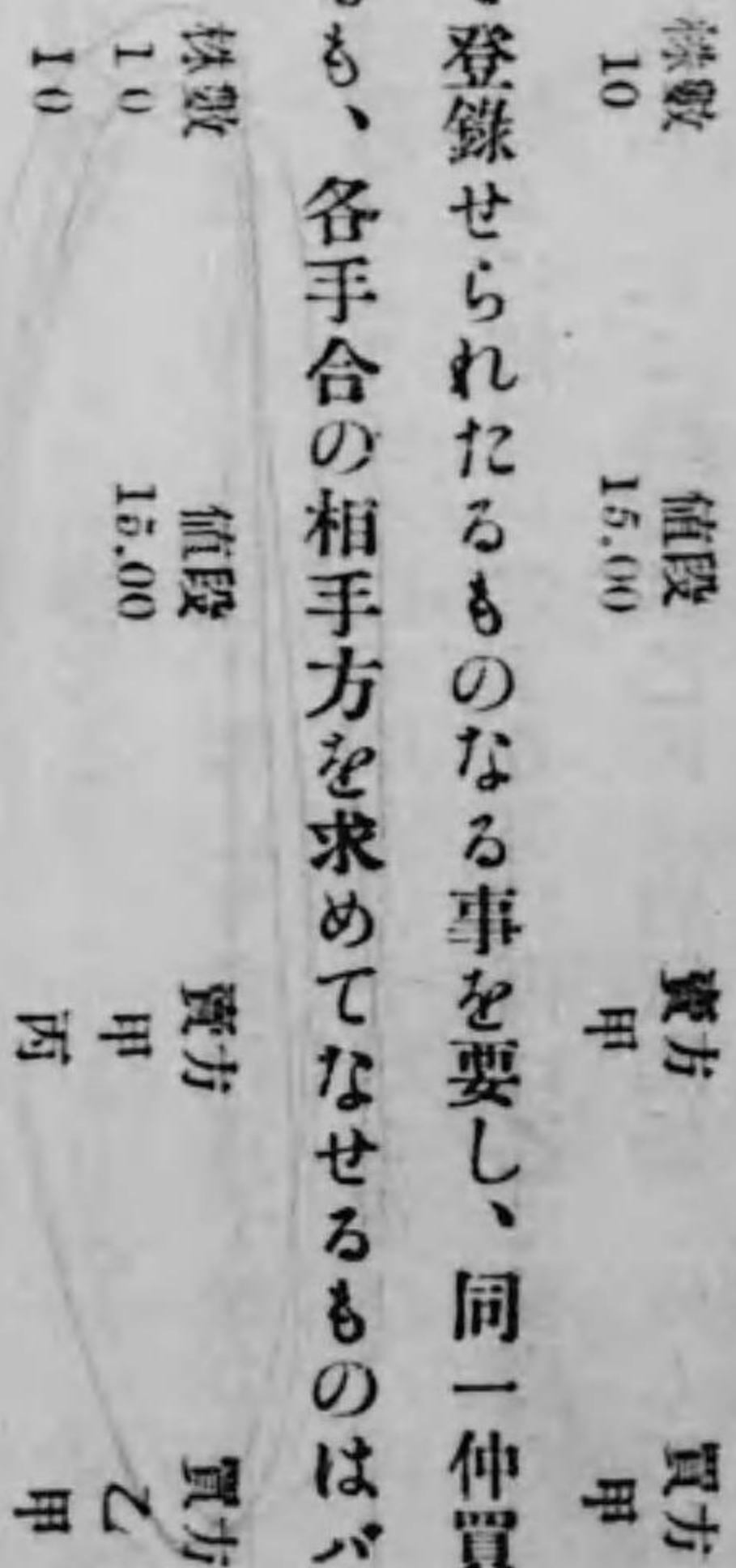
(イ)同一仲買人の賣と買なり、故に仲買人を異にしたる時は「バイカイ」にあらず。

(ロ)同時に市場に於てなせる賣と買なり、故に異時になせる賣と買(例へば前日
後場に賣りて、當日前場に買へる如き)にして假令其賣買が同一計算區域内なり
とも「バイカイ」にあらず

(ハ)同数の賣と買なり、故に異數量の賣と買例へば五十株賣、四十株買の如きは
「バイカイ」にあらず、又かゝる異數量の賣買を同時に同一仲買人より申出たりと
も取引所は場帳に登録するとなし。

(ニ)手合の相手方が同一人なる形式にて場帳に登録せられたる賣買なり、即ち「バ
イカイ」は場帳に於ては必ず

の形式にて登録せられたるものなる事を要し、同一仲買人の同一立會に於ける賣
と買となるも、各手合の相手方を求めてなせるものはバイカイにあらず、即ち



の如き形式のものはバイカイにあらず、しかも結果は、丙が乙に賣り、甲が甲に
賣りたるも同一なり。

(ホ)バイカイは轉賣買戻を認むる競賣買の定期取引に行はるゝものなり、即ち強
制擔保の責を負ふ取引所に於て、轉賣買戻を認むる競賣買の結果として同一人が
賣りて同時に買ふといふ現象を生じ、又此れが毫も公序良俗に反せざるなり。相
對賣買にてはバイカイは同一人が賣主買主の代理人たる關係にあるを以て、代理
の規定に反すべし。

株式取引所に於けるバイカイに就て

二、バイカイの由来

元來競賣買にては初めより賣買の相手方特定せず、手合（賣買豫約）したる相手方は必ずしも賣買の相手方に非ず、唯賣方に對する買方といふ兩團體存するのみ。しかも期間内に轉賣買戻を行ふ結果は、賣方買方双方の當事者に常に異動を生ず、此異動は立會中値段決定に至る迄にも常に起りつゝあるなり（此立會中の異動は嚴格なる意味に於ける轉賣買戻は少しく異れり）されば立會中に相手方を求めて賣と買とを手合せしたる仲買人は競合したるに拘はらず、値段決定し賣買確定したるときには結局自己が賣り自己が買へるとなる事多し。

例へばA客より成行賣十株、B客より成行買十株の注文を受けたる甲仲買人が市場に於て乙仲買人より成行にてB客の十株を買ひ、丙仲買人へA客の成行賣を十株賣りたり。然るに値段決定する迄に丙は乙に轉賣し、乙は丙より買戻したりとせば、値段決定したる時には乙丙は賣買關係を脱して結局甲が賣りて甲が買ふと

となるなり、しかも之れ競合の結果にしてバイカイに非ず。此場合の場帳登録の形式は左の如し。

株数	値段	賣方	買方
10	15.00	乙	甲
10		甲	丙
10		丙	乙

然るに取引所に於ては甲乙丙とも賣方となると同時に買方となり場帳の形式のみにては孰れの賣と買とが存在の必要あるものにや判明せず、前例の場合甲の賣と買とは存在せしむる必要あるも、乙丙は値段が自己の所期と異りたる等の原由により賣買關係を脱退したるものなれば、其賣買を存在せしむる意思無きものなり。されどこれ各當事者の意思問題にして他人が之を付度し得べきにあらず、故に取引所が此等の場合の處置としては

(イ)此等同數又は對當數の賣買を悉く轉賣買戻と見て一旦抹消し、初めより賣買無かりしものとして、更に存在の必要ある仲買人の申出を俟つて其分を存在せ

株式取引所に於けるバイカイに就て

しむるか、

(ロ)此等の賣買を悉く一旦有効に成立したるものとして、更に抹消すべき必要ある仲買人の申出を俟ちて其分を抹消するか

の二方法あるのみ、大阪株式取引所にては古來(イ)の方法に依り、其申出たる分を更にバイカイの形式により賣と買とを登録する慣習となれり、前例に於て甲が賣買を存在せしむる必要あるにより、其旨を申出でたるときは、取引所は場帳に更に

株数	値段	賣方	買方
10	15.00	甲	甲

と登録し此十株の賣と買とを存在せしむ之れを『バイカイをつける』と云ひ來れり。即ち競合の結果残存せるもののみを計算整理の便宜上更に拾ひ集めたるに過ぎず。但し此バイカイのみを分離して見れば毫も競合の迹なきを以て、若し競賣買に競合といふ事實を不可缺の要素とするならば、バイカイは競賣買なりと云ふを得ざるや論なし、されど其根源が競賣買に出でたる事前述の如くなるを以て、取引所の營業

細則にはかゝるバイカイを競賣買とする旨を規定して此等の疑問を一掃せるなり。

又甲が若し初めより此賣買競合の渦中に加はらず、其値段が決定せられたる後に其値段にて單にバイカイを申出づるも結果は同一となり、値段も甲が競合に参加したるときと同一に決定せらる、即ち同数の賣と買とは競合に参加するもせざるも値段の決定には何等影響するものにあらず、唯競合に参加すれば徒らに市場の賣買を煩雜紛糾せしむるのみなり。

斯の如く同数の賣と買とを存在せしむる必要ある仲買人は競合に加はりて一旦抹消せられ、更に取引所へ申出で、バイカイをつけるべきものなれども、競合に加はるも結局抹消せらるゝを以て後には競合の煩を省きて立會中に其決定値段を以てバイカイのみを申出づる者を生ずるに至り、取引所も市場の紛糾を少くする便あるを以て、強ひて之を拒絶せざるに至れり。

然るに賣買物件の増加、委託者の増加につれて、仲買人が賣と買との注文を受く

株式取引所に於けるバイカイに就て

る事も多くなり、自己の思惑も加はりてバイカイを申出づる數量も著しく増加し、申出ありとも其立會中に悉くを場帳に登録し居たらんには甚しく時間を要し、數多の銘柄を賣買すべき株式取引所に於ては、次の立會に支障を來たすこととなりしを以て、勢ひ申出はありとも其登録のみを其賣買照合(判取)の際に迄、延長するの止むを得ざるに至りぬ、

一方仲買人は其業務の性質上立會中は頗る繁忙なるを以て、バイカイの如きは知らず識らず後に申出づるを便とするに至り、漸次賣買照合の際に一括して申出をなすの風を生じたり、之れ現在の有様なり、故に現時にてはバイカイは其立會開始より賣買照合終了時迄に申出をなすことなれり。仍て現在にてはバイカイは左の四種に分類することを得べし。

- (イ) 競合の結果抹消せられたるを以て、更にバイカイによりて存在せしむるもの
- (ロ) 立會中競合の煩を省きて其決定値段を以てバイカイを申出たるもの

(ハ) 競合したるも他に相手方なきによりバイカイにて値段をつけたるもの

即ち甲仲買人がA客の成行賣とB客の成行買とを受けたる如き場合、市場にては最低價の賣方は五拾錢、最高價の買方は三十錢にして他に成行賣買なき時は甲は其中間の四十錢を以て、自己が賣りて自己が買ひ以て客に満足を與ふることあり、蓋し此場合競合の結果最低價の賣は甲の成行賣にして、最高價の買も同じく甲の成行買なり、故に甲の賣買は競賣買によりて完全に成立するものと云はざるべからず、而して場帳には此賣買はバイカイとして登録せらるゝなり。甲仲買人若しA客の成行賣のみを先づ市場に於て賣らば値段は三十錢と決定するも、B客の成行買は相手方なく賣買出來ざるべし。若しB客の買を先づ市場にて買ふときは値段は五十錢と決定するもA客の賣は相手方を得ずして賣買成立せず、仲買人は同一條件にて受けたる賣と買との一方を整へて他方を閑却することを得ざるを以て、茲に中間の直段にて、A客よりB客に賣りたる事とせざ

株式取引所に於けるバイカイに就て

るべからず、而かも此取引は市場に於ては甲の賣と買とが同時に成立したる形式となるなり、此種のバイカイが競賣買として、有効に成立するとは、既に大審院の判示せる所なり。(大正三年(オ)第五二三號)

(二)立會後に登録したるもの

此内には立會中に申出で又は立會中に競合したるも抹消せられたるものにして立會中に場帳に登録するを得ざりし爲め延引したるものと、立會中何等申出をなさず又競合したる事もなくして、單に立會後に既に決定せられたる値段を以て賣と買とを登録せしむるものもあるべし、後者は所謂「アトツケ」と稱すべきものにして其形式は同一なるも其根源は競賣買に出でたるものにあらざるを以て競賣買といふべからず、但し取引所に於ては之を識別すると不可能なり。

三、バイカイは値段決定に對しては何等影響せず

バイカイは同數の賣と買となるを以て假令之れが悉く立會中に競合するも、決定す

べき値段は競合せざる時と同一にして些の異動なし、

元來競賣買による値段の決定は先づ成行賣と成行買とを附合はせ其孰れか一方の數量が超過したる時に其超過が賣方なるときは、其時に於ける最高價の買方と手合せしめ、其超過が買方なるときは、其時に於ける最低價の賣方と手合せしめ數量の合致せる刹那に於ける値段を以て決定し、全賣買を此一定値段にて成立せしむるなり。之を圖式にて示さば左の如し

- H 九拾錢
- G 八拾錢
- F 七拾錢
- E 六拾錢



- 成行賣
- 指直賣
- △成行買
- ▲指直買

賣方即ち供給は成行のA B C Dの四個及び指値六十錢以上E F G Hの四個あり、買

株式取引所に於けるバイカイに就て

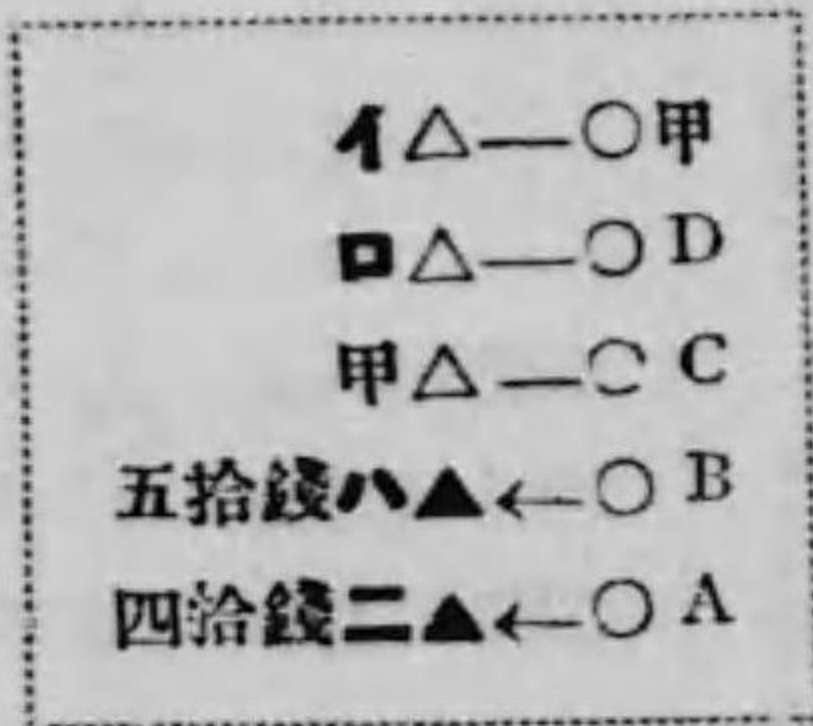
方即ち需要は成行のイロと五十銭以下のハニホへの四個ありとせば先づ成行賣と成行買とを手合せせしむ、成行賣は四個、成行買は二個なるを以て、成行賣の二個は順次指値買の最高價のもの即ちハ及びニと手合す、此刹那に高場上の取引所員は撃柝して値段を四十銭と決定し、A B C D 及イロハニの各四個が賣買成立す、ホへ及びE F G は値段出合はざる爲め賣買不成立に終る、即ち此場合値段決定に参加し得るは點線内のイロハニ及びA B C D の八個にして此場合は此八個が値段を決定するものなり（以下の圖式には賣買不成立の分を省く）

此際甲仲買人がA客の賣とB客の買と（此賣と買とは孰れも四十銭にて整ふべきものなるを要す）を有し、且つ其數量も同一なりとせば、此競合圈内に加はるも、値段は加はらざる時と同じく四十銭に決定し、其以上にも以下にも變動するとなし。

甲仲買人がバイカイを申出づべき場合に其賣と買とを競合に加はりたる、各場合を致ふるに、

(一) 賣買双方とも成行なりしとき（數量の同一なるは云ふ迄もなし）

此場合は四十銭に決定す、圖式は左の如し



甲が成行賣を先づ叫びて手合をし次に値段の決定迄に成行買を手合せしたるときは、其過程に於て一時的現象として値段が下向きの傾向を呈すべきも、成行買の出づるに及びて原狀に復歸して四十銭に決定す、成行買を先づ手合せしたるときは此反對の現象を呈すべし（成行賣又は買の孰れか一方のみを出して、他方を出さざりし場合は値段は上下孰れかに變化すべきも之れバイカイを要すべき場合と異り、賣又は買孰れか一方の取引をなす場合なれば問題外なり）

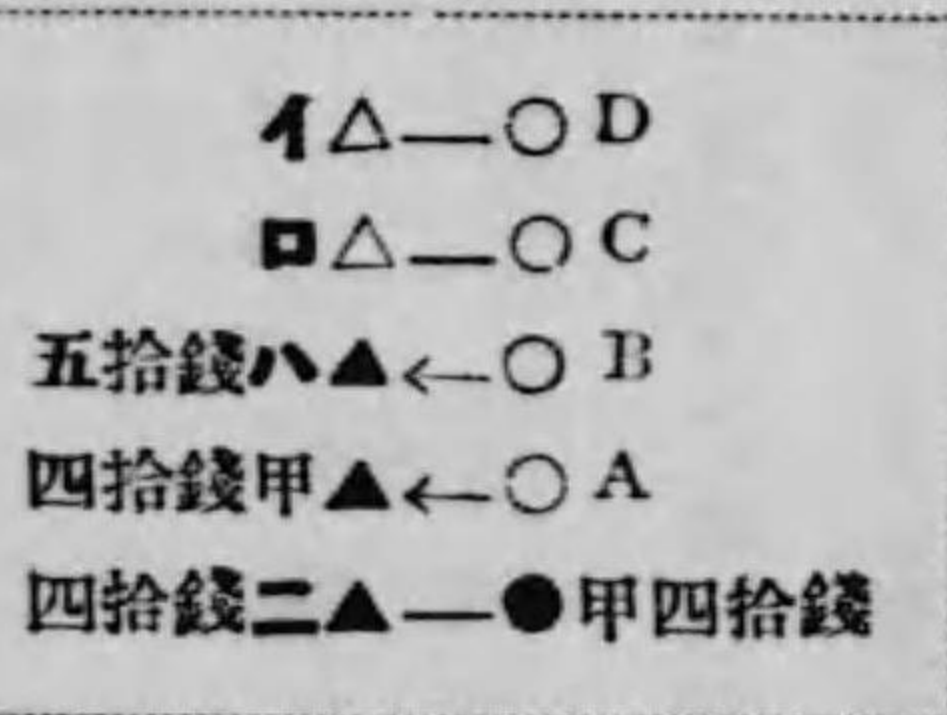
(二) 賣買双方が指値なりし場合

此場合の指値は賣買双方とも四十銭の決定値段にて整ふべき値段なるべきことは

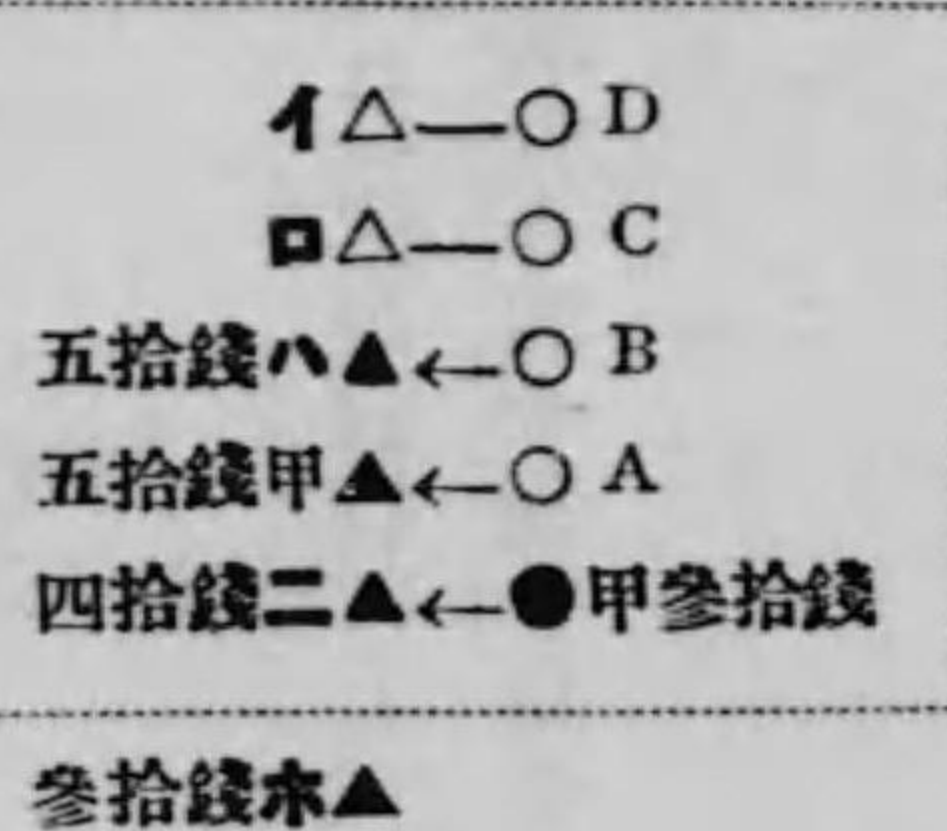
株式取引所に於けるバイカイに就て

勿論なり、若し四十銭にて整はざる賣買ならば、之をバイカイとする要なし、隨て問題外となるなり。換言すれば賣指値は四十銭又は之より安き値段 買指値は四十銭又は之より高き値段ならざるべからず、故に若し賣は六十銭にして買は三十銭なるときは四十銭にては賣買成立せず隨てバイカイの必要なし。

先づ賣買とも同指値(四十銭)なる場合に就て考ふるに、値段は四十銭と決定すること(一)の場合と異ならず。



次に賣買とも異指値(賣二十銭、買五十銭)なる場合に就て見るに同じく値段は四十銭と決定すべし



此場合イとD、ロとC、ハとB、甲とAと順次手合せし最後に甲はニの四十銭買に對して四十銭に賣るべきを以て、値段は四十銭に決定す。若し甲が四十銭に賣らずして、故らに三十銭賣を主張したるときは如何と云ふに、斯る場合既に手合せしたる者以外に三十銭にて買ひ得る買方はニ及びホの二個あり、賣方は甲一個なるを以て需給適合せず隨て値段を決定し難し、且つ又四十銭に買はんと欲する者のあるに拘はらず故意に低き値にて賣らんとするは、愚者にあらずんば、何等か市場の秩序を紊さんと企つる者なり、故に平日に於てかゝる沒常識の現象は起ることなし。

(三)賣買の一方が指値にして他は成行なりし場合
此場合の指値は(二)と同じく賣は四十銭又は其以下、買は四十銭又は其以上ならざるべからず。

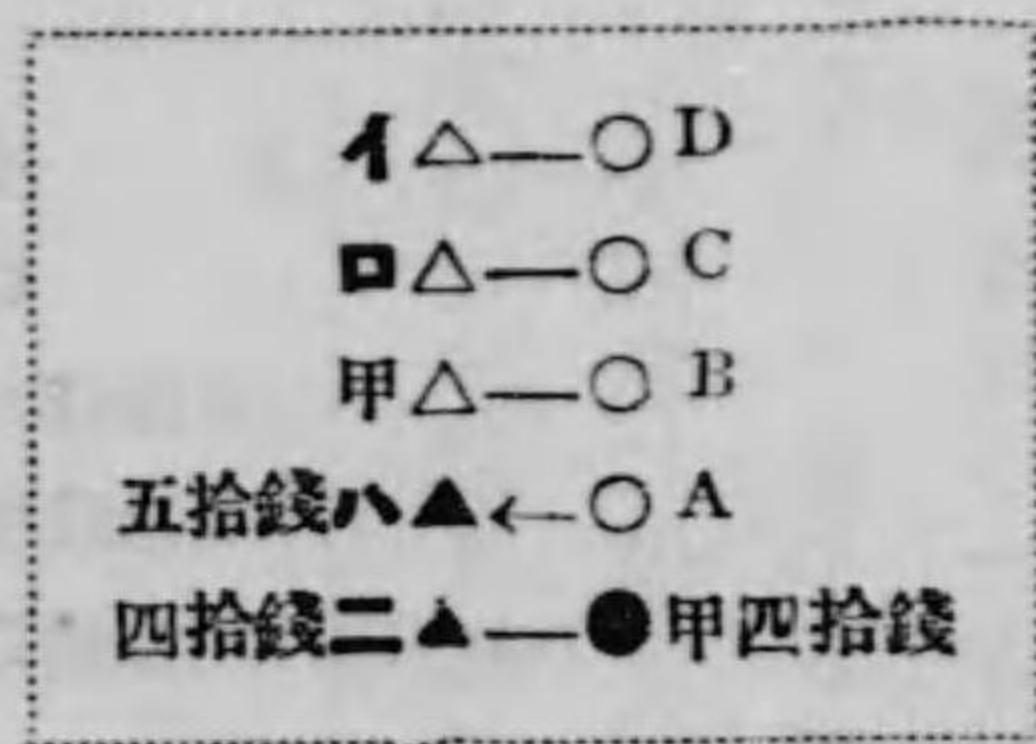
株式取引所に於けるバイカイに就て

(イ) 賣が指値(四十錢)にして買が成行の場合

此場合値段は四十錢と決定すること上述の場合と異なることなし

此場合甲の賣が三十錢にても同様なり、即ち二の四十錢を買ふべきこと(二)の場合の如し。

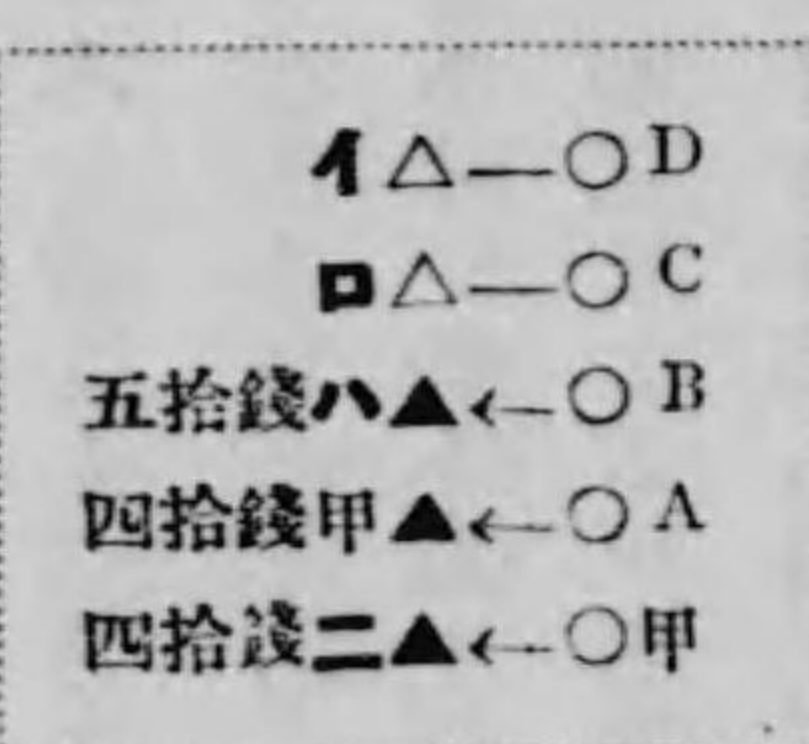
甲が二と手合せすとも値段は四十錢に決定す、此場合若し假りに五十錢に決定するとせば二は買ふことを得ずして賣買圏外に出で需給の不投合を來すべきを以て四十錢以外の値段にて決定することを得ざるなり。



(ロ) 賣が成行にして買が指値(四十錢)の場合

此場合も四十錢と決定し其他に出づることなし。

此場合甲の買が五十錢にても同様なり値段は最後の二と甲とによりて決すべきを以て常に四十錢を出です



以上の如く孰れの場合も其決定値段にてバイカイを附せらるべき状態にある同数の賣と買とは、立會中に競合に加はるも加はらざるも値段の決定に毫も變動を來すことなし、恰も數學に於て

$$A - B = (A + X) - (B + X)$$

の眞なるが如し、加之同数の賣と買とは假令競合に加はるも、結局抹消せらるゝにより、更にバイカイの申出をなさざるべからざるを以て、遂には競合の煩を省きて結果のバイカイのみを申出づる風習を馴致するに至れり、之れ敏速簡便を尊ぶ取引

株式取引所に於けるバイカイに就て

市場に於ては自然の趨勢にして敢て答むべきにあらず、即ちバイカイは其起源を競買に發して不必要となれる手續を省略したるに過ぎざれば簡便なる競賣買といふも敢て不可なきなり。

上例は仲買人が客の賣と買との場合に就て述べたるも、仲買人は客の注文を賣買すると同時に自己の賣買をもなすことを得るを以て、上例の一方が自己の賣買なりし時も同様なるは論を俟たず、(自己が客の賣買に向ふことの徳義上經濟上の非難は別問題なり)然れども若し自己の賣又は買を競合せしめず、客の賣又は買のみを競合したるときは需給關係に變化を生ずるを以て、決定値段に變動を來すは當然なり、『バイカイは若し競合に加はれば値段を變動せしむ』と説く者は「バイカイ」即ち賣と買とを競合せしめずして、其一方(殊に仲買人の自己賣買と客の委託による反對賣買とありたるときに客の分)のみを競合せしめたる場合と、バイカイ即ち賣と買とを市場にて同時に賣買したる場合とを混同せるものなり。

此錯誤は往々仲買人間にも是認せらるゝものゝ如く、或仲買人は「バイカイを出せば値段が變はる」と云へり、然れども此「バイカイを出す」といふ語の意味は「賣と買とを同時に市場に出す」といふに非ずして、自己の賣買と客の賣買とをバイカイとすべき場合に「客の賣又は買のみを市場に出す」といふ意なり、かゝる場合は値段の變化を來すべきは當然にして、之れバイカイ即ち同數の賣と買とを取引所に出したる場合にあらざるなり。

四、バイカイと即日仕切

論者往々バイカイと即日仕切とを混同し「バイカイ」は證據金を要せずして即日につながるものなりと説くも、之れ大なる誤謬なりと謂はざるべからず。バイカイは既に述べたる如く賣と買なり、即日仕切(即日落又は現落とも云ふ)は賣買計算整理の方法にして、即ち一帳入區域内の同一仲買人の賣と買との對當數を、其仲買人より何等申出なきときに於て相殺し去る方法なり、而して其相殺の結果若し賣買孰れか

株式取引所に於けるバイカイに就て

一方に残存せし株數に就ては、前日の残存株數の有無及び其賣買如何によりて、建株と落株とを決定し、落株に就ては小口落又は利益落の方法によりて處理す、故に即日仕切は同一仲買人の同日の賣と買なるバイカイとは沒交渉なり、一例を擧げて之を示さんに、甲仲買人が一計算區域内に賣三十買五十ありとせんに、何等の申出なきときは、取引所は先づ對當數の三十を即日仕切とし、残りの買二十は前日の残存玉の如何によりて建又は落とす、而して其賣三十買五十に就ては甲仲買人は

(イ)三十をバイカイにて、二十を競合して買ひたるか、

(ロ)前日後場(東京にては當日前場)に三十を賣りて當日前場(東京ならば後場)に五十を買ひたるものか(双方とも手合の相手方を要す)

(ハ)一部分例へば十株をバイカイにて、残りの二十株を前日後場に賣り、四十株を當日前場に各相手方を求めて賣買したるものか

孰れの場合にても甲は賣三十買五十となる、而して(ロ)の場合の如きは何等バイカ

イと關係なくして、しかも即日仕切によりて處理せらるゝなり。之に反してバイカイと雖も毫も即日仕切によらざる場合あり、例へば甲が三十をバイカイによりて賣買したりとせんに、此場合甲が若し

提供賣建三十 普通買建三十

の申出をなしたるときは、取引所は其申出に従ひて、バイカイの賣を提供賣建とし買を普通買建とす、即ち全部新規建となりて、普通買建に對しては證據金を徵收し決して即日仕切を行ふとを得ざるなり、しかも此賣と買とは悉くバイカイによれるものにあらずや。

以上を綜合すればバイカイは其源を競賣買に發し、唯競合の煩を省きたる簡便方法なるを以て、苟も競賣買には必ずしも相手方を求めて賣買の豫約をなす所謂競合を不可缺の要素とせざる限り、之を競賣買とするも不可なしと信ず、若し相手方を求めて賣買の豫約をなす競合を不可缺の要素とするならば、バイカイは競賣買にあら

ざるべきも、彼の岡山、金澤其他の地方取引所に於て行はるゝ板寄せ方法の如き、仲買人は價格石數を呼びて板帳に記入せしむるのみにして、絶て各目相手方を求めて手合をなすが如きとなし、しかも競賣買たるを失はざるより見れば、相手方を求めて手合をなすことが必ずしも競賣買の要素にあらざるや疑なきなり。況んや一旦競合して整理上抹消せられたるものを場帳に再記せしむるに過ぎざるものに於てをや。(完)

(大正五・八・三〇稿)

大阪堂島市場の競賣買方法

左の一篇は著者の友人なる大阪堂島米穀取引所商務課長安川彦夫君の書いたものである。元來堂島市場は享保年間から二百年餘りも古い歴史を持つてゐるだけ、其取引方法が我邦取引所の模範になつたのは云ふ迄もない、大阪株式取引所でも其競賣買の方法は範を堂島市場に採つたのは疑ない處で、隨て大體に於ては變りはない。それで茲に其全文を採録して研究の一助とする。(括弧内の註は著者が加へたので安川君の與り知らざる處である)

一 總 說

株式會社大阪堂島米穀取引所營業細則第一條に曰く「定期取引の立會は前場及後場の二回とし前場は之を十節に分ち後場は之を六節に分つ」と。即ち午前中に十回午後六回の立會を行ふものなり。茲に所謂立會とは賣買立會の意にして節とは一回の立會の謂なりとす。

大阪堂島市場の競賣買方法

賣買が一日數回に分けられて行はるゝことは前述の如くなるが、其の各節に於ては當月限、翌月限、翌々月限（當限、中限、先限又は單に當、中、先とも稱す）の順序により三期限の賣買立會をなすものにして、各節の立會開始は其五分前の振鈴により各仲買店に報知せられ最初の撃柝により當月限の賣買を行ひ、其の値段決定と同時に撃柝して翌月限の賣買に移り順次斯の如くして翌々月限の値段決定の撃柝を以て一立會を終る。即ち一立會に於ては各限月毎に唯一箇づゝの値段を決定發表するものにして是れ堂島市場に於ける特殊の競賣買法の結果たるなり。同所營業規則第六條に曰く「定期取引は競賣買の方法に依るものとす」と。又第五條には定期取引の單位は之を百石とし呼値は一石の値段に依るものと定めたり。

先づ立會開始の振鈴により多數の仲買人及代理人（市場代理人と稱し一名の仲買人に特に取引所の承認を経たる二名の賣買代理人を置く）は市場内の立會場に集合し取引所の係員は高場に上りて所定の席に着く。高場は立會場の正面にあり、係員

には場帳の速記をなすもの、付合せを見て之を速記方に傳ふるもの、賣買値段の決定をなすもの（撃柝をなすもの）等あり。

撃柝一下と共に多數の賣手買手は同時に手を振り値段を指定し又は指定せずして賣又は買を呼びつつ相手方を求めて各別隨意に手合せをなす。此際賣手買手を振る事を手振をなすと云ひ、（市場代理人の之を一に手振と云ふ）五指の折り曲げ方により値段を表はすものにして、手合せの際雙方より石數を明示す。茲に手合せとは所謂付合せにして賣買の意志表示を意味し、賣方買方の一方より相手方の手を取りて打ち合す。此の手合せありたる兩當事者の商號及び石數は直に取引所の場帳に速記せらるゝ也。賣買石數の單位が百石なることは前述の如くなるが、百石は習慣上拾枚と稱せられ、石數は枚數と云ふことあり。蓋し昔時各藩邸の發行せる米切手なるものが拾石を一枚としたるによるものなり。

斯くて賣買者双方の手合せ順次行はるゝに従ひ、値段は需要數（買）と供給數（賣）

この數量に牽制せられて漸次平衡を保つに至り、遂に其の間一定の値段を以て賣買者の石數に合致を見るに及び取引所の係員は撃柝をなして決定値段を宣告し、直に市場に掲示して之を公表す。此の値段決定に至る迄の手振りには一定の順序あるものにして、此間確固たる慣習あつて存する也。蓋し手合せには兩當事者あることを要し、然も何れか一方より主動的に仕掛くるものありて初めて行はるゝものなれば當事者の一方は必ず仕掛くるものにして、他は仕掛けらるゝものならざるべからず尤も賣方買方の別、指値を呼ぶもの、次第(成行)を呼ぶものの別等により其の何れより仕掛くるものなるやの習慣は全く無く賣買上の掛引手振の巧拙等の原因こそあれ全然任意に行はるもの也(大阪株式にては成行と指値とは成行より仕掛くること、なれり)此の際總て仕掛けたる方は其の手合せによる賣買成立上の責を負ひ仕掛けられたる方は其の手合せによる賣買につきては其儘手振を休止するの慣習ある也。例へば指値賣に對し指値買より仕掛けたるとき其の買手は手合せ値段の(場面傾向向上向のとき)壹錢上にて轉賣し又は(場面

傾向下向のとき)壹錢下にて買直さるべからず。次に次第買に對し指値賣より仕掛けたるとき其の賣手は其の指値の(下向の時、上向のときは其儘)壹錢下にて買戻さるべからず。是茲に仕掛けたる方は手合せによる賣買成立上の責任を負ふと云ふ所以にして立會中の場面形勢により常に或は轉賣し買戻し賣直し買直し等の手振をなすことを要する也。

二 委託注文

上述の賣買方を例を擧げて詳説するに先ち委託者が仲買人に對して發する賣買委託注文の内容につき少しく記す所あるべし。

抑も仲買人は若干の自己思惑を除くの外殆んど總て賣買委託注文の要領に従ひ取引所市場に於て賣買するものにして、或は相手方を求め、又は自己の計算により相手方となり(即ち賣向ひ買向ひ)需給の數量を調和消化し、以て賣買取引を圓滑ならしめ所謂競賣買法の短所を補ひ長所を發揮しつゝあるなり。故に委託者の賣買注文

の要領は取引所市場に於ける手振の上に甚大なる關係を有し、之を委託者の意思其儘が手振に現るゝもの也と云ふも過言に非ず。即ち委託注文なるものが幾何の種類あり如何なる内容を有するものなるやを考究せんとする所以也。

第一、次第注文（又は成行注文）

茲に次第又は成行とは其の賣買注文の結果相場が如何に變動上下するとも兎に角一定の時刻に所要の石數を賣り又は買はんとするの謂にして、即ち次第注文（又は成行注文）とは賣買の數量及時期のみを指定して賣り又は買はんとする委託の申込也。故に同注文は其の發送の時期至當なれば必ず整石（市場に於て賣買出来る事即ち仲買人が委託の履行をなすと）するものにして市場に於て相手方なき爲若くは相手方との數量合致せざりし等の理由により其の注文石數の全部又は一部の整石を見る能はずてふとなし。蓋し値段に何等の指定をなさざる當然の結果と云ふべき也。

第二、指値注文

指値とは賣買値段を指定するの謂にして之に普通の場合と特別の場合とあり

（イ）普通の場合

指値注文をなすに當り特別の意思表示なく單に値段と數量のみを指定することあり。此際の指定値段は賣なれば最低、買なれば最高の謂にして即ち其の値段以上にて賣り、以下にて買はんとすることを意味する也。一般に指値注文と稱するは此の普通の場合なるが、茲に其の指値注文の有效期限は如何と云ふに、是は仲買人と委託者との個々の關係により必しも一定せず。注文發送の當日に限ることあり。特に時限を指定することあり。何れにしても該注文は其の發送後に於ては最近に其の指定値段に適合すべき決定値段ありしときに整石すべきものと云ふべし。但し此の場合に次第注文の如く必ず整石するもの也と言ふ事を得ざるも仲買人は習慣上注文石數の一部又は全部を整ふ能はずと云ふこと甚だ稀也。蓋し委託者の指命に従ひ其の意思を尊重して賣買取引を圓滑自在ならしむる爲仲介者たる仲買人が調節消化に務

むる結果と云ふべし。賣買米注文取扱規則第五條には下の如き規定あり。『値段を指定せられたる注文は市場に其の指定の取引直段ある時と雖も實際の状況に依り其の注文の一部若くは全部を整へ能はざることあるべし。』

(□) 特別の場合

(一) 下賣指値、上買指値

指値をなすに當り普通の場合と反對に賣なれば最高、買なれば最低の値段を指定し其値段以下にて賣其値段以上にて買の注文をなすことあり。是れ一見甚だ謂れなきこと如く見ゆるも所謂相場野線學なるものは當路者の間に甚だ重大視せられつゝありて、相場變動の經過を野線ダイグラムに現はし之によりて相場の趨勢を察知し、來るべき傾向を豫測するの結果、斯の如き注文出づるに至るものゝ如し。勿論注文は委託者の自由意思に出づるものなるが故に特別の意思表示をなせば如何なる難注文をも發することを得べけんも其の個々の場合に付き夫れぞれ其の理由を考究するは本篇

の目的に非ざるが故に茲には單に實際上往々現るゝ特別の指値につき其の意味を説明するに止むべし。

(二) 割レ (メ割レ、何拾錢ワレ等)

前述の上買下賣は指定値段以上にて買、以下にて賣にして指定値段其のものも含み居るものなるが、茲に所謂「割レ」と云ふは其の指定値段を含まざる上買下賣の謂也。例へば五十錢ワレ賣と云へば四拾九錢以下賣の意なるが如し。普通「割レ」なる語は相場下向の際拾參圓拾四圓等の大關門を突破する際用ひらるゝ事多く、稀に五拾錢六拾錢等の小關門につきて使用せらる。其他參錢四錢等中間の値段につきて用ひらるゝ事は殆んど之なし。何れにしても相場下向の際賣注文につきてのみ用ひらるゝ語にして極く一部の人は相場下向の際メ割レ買等云ふ事あり(茲に「メ」とは拾參圓拾四圓等大値段を指すものにしてメ丁度又はメ〇とも唱へらる)。尤も此際は其意味稍趣を異にしメ以上買にあらずしてメ以下買即ち九十錢臺買の意也。

(三) 一本指値

一本指値とは其の指定値段のみ賣又は買の意にして拾五錢一本指値賣と云へば拾五錢にて賣ることを意味し拾五錢以上にても以下にてもかゝらざる(整石せざる)こととなる也。

(四) 一錢刻み

例へば「拾五錢以上壹錢刻み五十枚賣」と注文したるとき注文前拾錢なりし相場が次節に於て貳拾錢の決定を見たる時は五十枚共貳拾錢にて整石せる事となる也。即ち壹錢刻みとは普通の場合に於ける指値注文の合成とも見らるべきものにして、賣ならば拾五錢以上と云へば拾五錢、拾六錢、拾七錢、拾八錢……等壹錢上毎に十枚宛賣の指値注文と見ることが得べく此際には拾五錢以上拾九錢迄壹錢刻み賣と云はずして拾五錢以上五十枚壹錢刻みにて賣れと注文するを普通とす。

以上賣買注文の普通行はるゝ各種の場合に就き各其の意味の一斑を説明したるが

自由手振の付合せ法による競賣買の値段が如何に決定せられつゝあるかを各種の場合につき例を擧げて詳説すべし。

三 賣 買 例

第一例 次の如き賣買が競合したるときは五錢の決定を見るもの也

- 甲 五錢 賣 百石 (指値) 乙 五錢 買 百石 (指値)
- 六錢 賣 二百石 (同) 四錢 買 二百石 (同)
- 七錢 賣 二百石 (同) 參錢 買 三百石 (同)

之を圖に表せば次の如し(以下○は賣百石△は買百石を現すものとす)



大阪堂島市場の競賣買方法

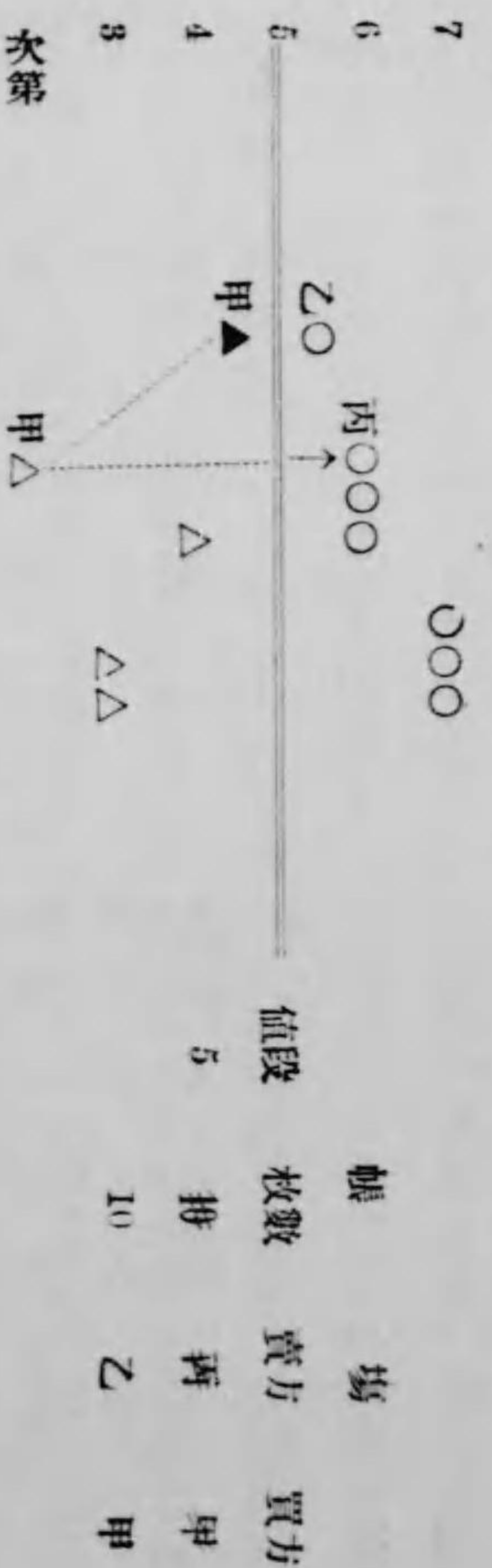
即ち甲の五錢賣と乙の五錢買との付合ありて石數の合致を見、他に五錢（又は五錢以下）の賣手なく又五錢（又は五錢以上）の買手もなきが故に決定を見る也。此際乙より主働的に出で、甲は付合せたりとせんか、乙は其の手合せ後直に六錢にて賣手を振るか又は四錢にて買手を振るの心組をなさざるべからず。蓋し假に其の付合せ後他に買手現れし爲め六錢の決定を見たりとせんか甲は受働的にして五錢迄賣の指値なれば乙との賣買が六錢にて成立するも何等痛痒を感ぜざるに反し乙は五錢迄の買指値なれば六錢にて買ふの要なきに拘らず甲との賣買が六錢にて成立するの都合を生すべければ也。又他に賣手現れて四錢の決定を見たりとせんか乙は甲との賣買が四錢にて成立するを可なりとするも甲は五錢以下賣るの謂れなく、其の賣買成立を肯せざるの結果を見結局乙は委託の執行をなす能はざるに至らん。故に乙は甲との付合せ後六錢の賣手を振りて他に六錢の買手を求め六錢の決定を見るときは之を甲の相手方として自己は甲との賣買關係より離れ或は四錢の買手を振りて改め

て他に賣手を求め以て甲との賣買不成立に備ふるの要ある也。勿論斯の如きは刻々變化せんとする場面の傾向を考察し秒時の間に或は轉賣し或は買直すの敏活なる手振を要するものにして本例の如き場面に於ては何れより主働的に出づるにせよ甲乙同石數なるが故に付合せと殆んど同時に五錢の決定を見賣直し買直し等の煩雜なる手振りを要せざる也。

第二例 賣方は指値にして買方は次第の場合

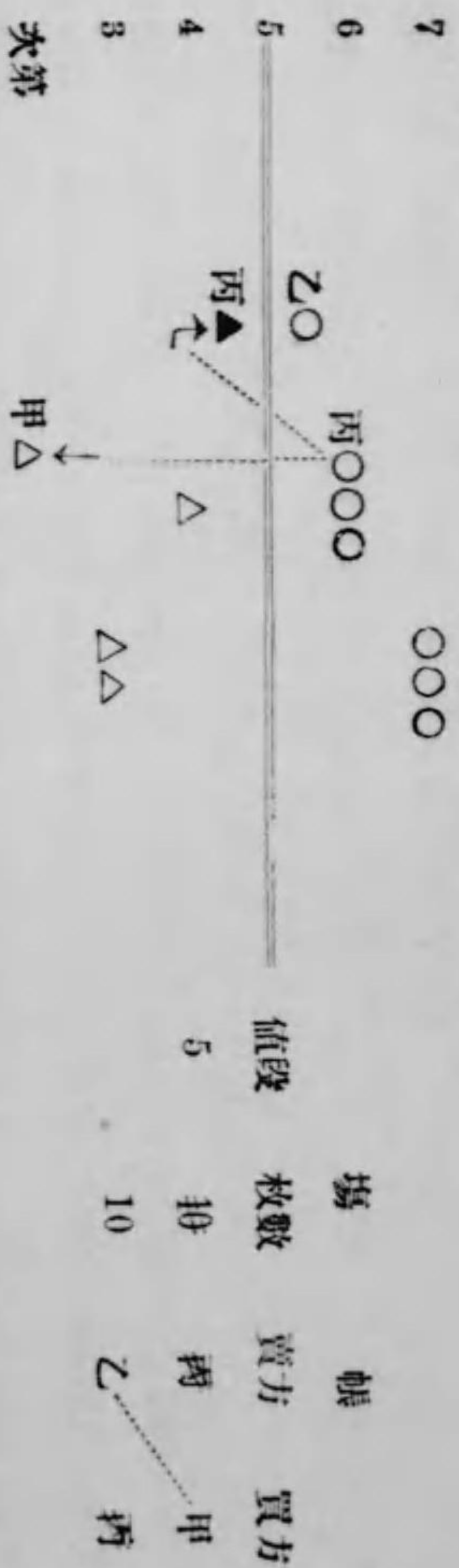
(イ) 買方より付合せたるものとす

乙五錢賣	百石 (指値)	甲次第買	百石 (次第)
丙六錢賣	三百石 (同)	四錢買	百石 (指値)
七錢賣	三百石 (同)	參錢買	二百石 (同)



此際甲（次第買）が五錢賣を呼べる乙と付合せたりとすれば第一例の如くなり直に五錢の決定を見るべきが、最初に丙（六錢三十枚賣）と手合せしたる爲石數の合致を見ず、爲めに甲は次に五錢買を呼ばざるべからず。然るに乙は五錢賣なるが故に茲に甲と乙との手合せありて初めて五錢の決定を見る也。かゝる場合に初めに手合せしたる甲と丙との賣買は値段決定と同時に自然消滅したる事となる。蓋し丙は五錢にて賣らざるべからざる謂れなく、又甲は別に乙より五錢にて買直しあれば丙との賣買不成立につき何等不都合を感ぜざるべければ也。

(ロ) 賣方より付合せたるものとす(前例による)



先づ最初丙が甲の次第買手をとったりとす。然るに他に乙の五錢賣聲あり。丙は六錢指値賣なれば五錢にて買手を振り他に甲の相手方を求めざるべからざる責任あり。即ち丙が五錢買を呼びて乙と付合せたるときに五錢の決定を見る也。此際受働的なりし甲は丙との手合せ後は手振りを休止して場面の傾向の如何に拘らず其の整石を期待し得る也。之を要するに指直賣より次第買に付合せたるときは其の指直以下に於ては指直賣は次第買の代理として買手を振る譯となる。即ち此場合は丙と甲

乙と丙雙方の賣買とも成立したる者にして甲に對して賣の立場にある丙は甲の代理として乙に對して買の立場となり結局丙は此の賣買關係より離れ乙と甲の賣買のみ成立せることとなる。蓋し丙は六錢の賣指直なれば五錢にて賣買するの謂れなければ也。かゝる時に丙は乙に「ハナ」を振りたりと言ふ。「ハナ」とは相手方の謂也。

因に此場合の丙を大阪株式取引所にては「廻つて消たり」と云へり、若し丙が客の賣と買との注文を有し、其雙方が五錢にて成立すべき場合に丙が甲に賣り、乙より買ひたりせば、場帳記載の形式は前と同様にして、單に場帳のみを見ては其賣と買とを成立せしむべきや否や判明せず、堂島にては斯る賣と買とは悉く一旦成立せしめ更に抹消すべき分は其仲買人の申出を俟つて抹消す、前例の丙は抹消の例なり、大阪株式にては反對に一旦全部を抹消し、成立せしむべきものは其仲買人の申出を俟ちて更に場帳に

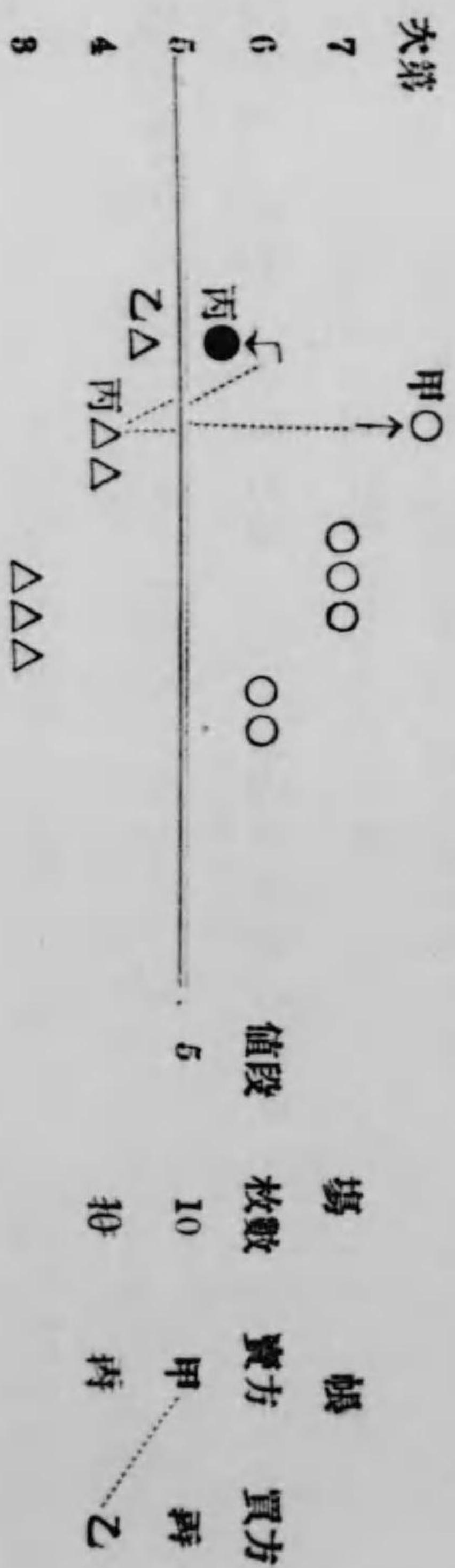
買段	客數	賣方	買方
5	10	丙	丙

の登録をなす、之を「バイカイ」をつけること云へり。

第三例 賣方は次第にして買方は指値の場合

(イ)買方より付合せたるものとす

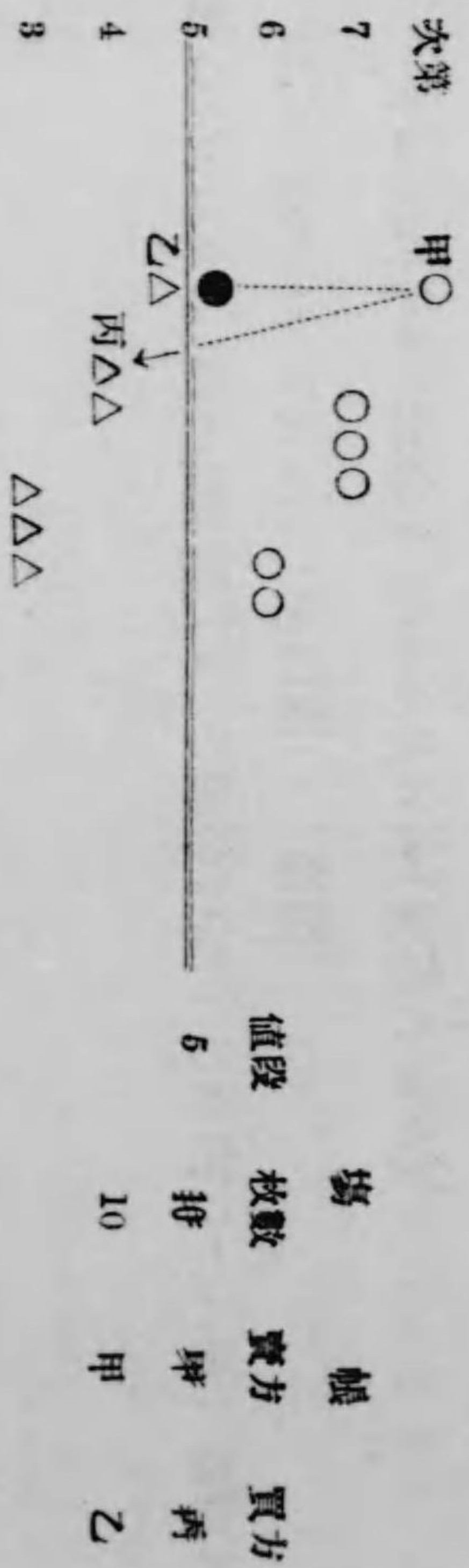
甲 次第 賣	百石	乙 五錢 買	百石
六錢 賣	二百石	丙 四錢 買	二百石
七錢 賣	三百石	參錢 買	三百石



説明は之を省く。蓋し第二例(ロ)の場合と同一の關係にして單に賣買其の位置を轉倒したるに過ぎざれば也。(第二例(ロ)参照)

(ロ)賣方より付合せたるものとす(前例による)

大阪堂島市場の競賣買方法



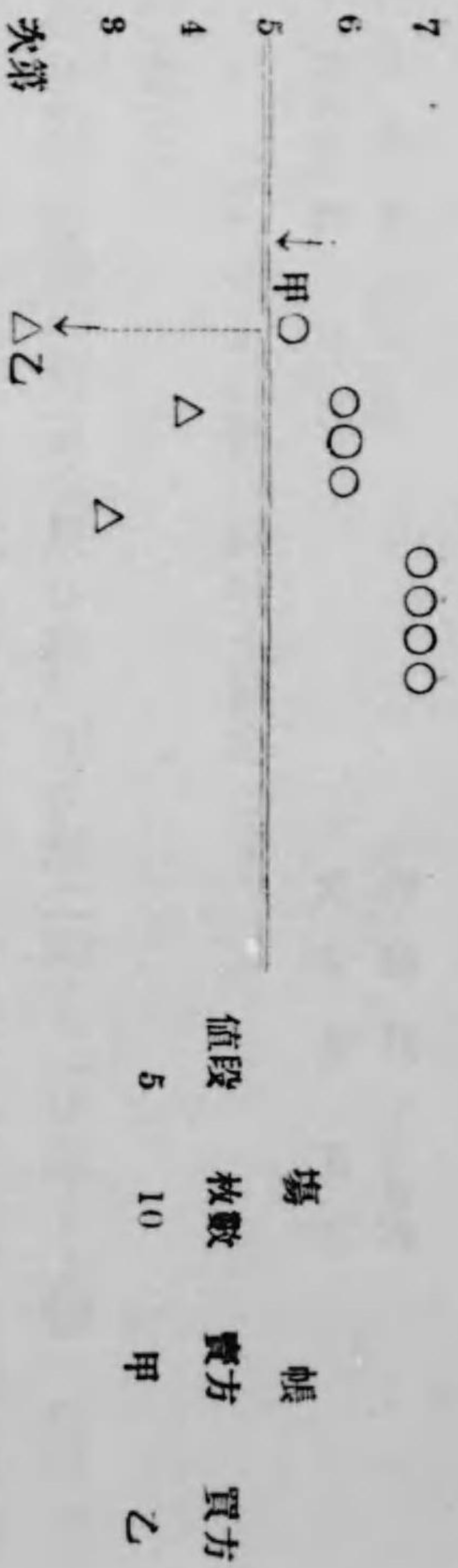
説明は之を省く。第二例(イ)を参照すべし。

第四例 賣方は下賣指値にして買方は次第の場合

(イ)賣方より付合せたるものとす

一、假定場面の傾向下向(弱含み)也とす

甲	五錢以下賣	百石	乙	次第買	百石
	六錢賣	三百石		四錢買	百石
	七錢賣	四百石		參錢買	百石

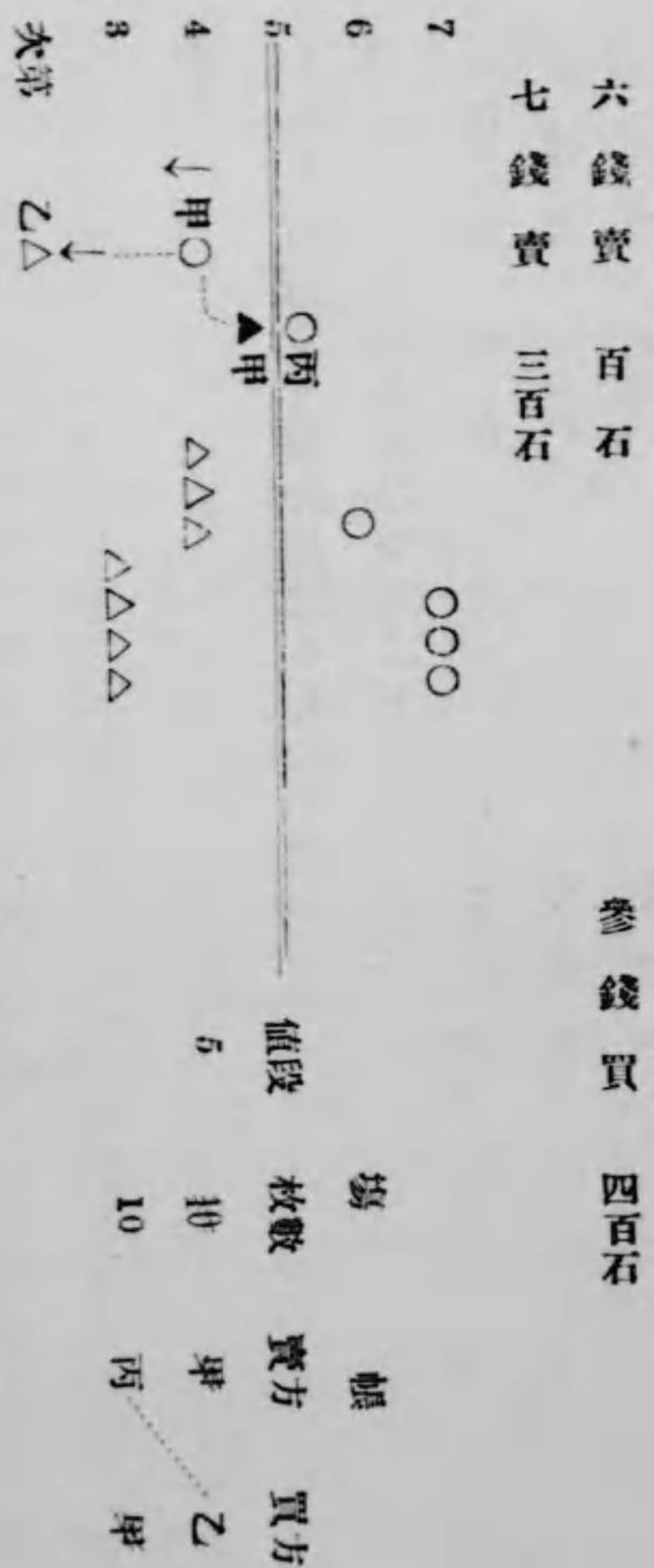


甲は五錢以下の下賣指値なれば初めより次第買手をとるは決して巧なる手振と云ふを得ず。蓋し相場の傾向上向となりし時には(五錢以上の決定を見んとしたるとき)更に買手を振りて他に乙の相手方を求めざるべからず。其相手方との付合せの如何によりては種々煩雜なる手振りをなすの要あるべく然も之れ乙の代理をなせるに過ぎざるべければ也。本例の競合の如きは事實上甚だ稀にして六錢の賣手數多あり、四錢の買手は一個にして次第買手は百石なる事明となり次第との付合せにより必ず五錢又は夫れ以下の決定あるべきを豫期して初めて乙との付合せをなしたる

もの也。付合せが賣方、買方、又は次第、指値の何れより行はるゝやについて確固たる慣習なき事既に述べたる處なるが、賣方買方に就ては絶対に無きも指値と次第とに就ては先づ次第より之をなすを普通とし又次第賣なれば最も高き買手より順次安き方に及ぼし、次第買なれば最も安き賣手より順次高き方に及ぼすを普通とすと云ふを得べし。然れども斯の如きは何等掛引なき賣買者双方の便宜上普通行はるゝと云ふに過ぎずして之を以て賣買者に強制することを得ず。且つ之を以て一個の慣習也と認むること能はざる也。本例の場合の如き普通如何なる徑路をとるやと云ふに最初乙は六錢賣と付合せ石數の合致を見ざる爲五錢買を呼ぶ此際甲は乙の五錢買に付合せ茲に五錢の決定を見る也。即ち第二例(イ)の場合と同一の形となる(第二例(イ)参照)。

二、假定場面の傾向向上向也とす

甲	四錢以下賣	百石	乙	次第買	百石
丙	五錢賣	百石		四錢買	三百石



此の場合に於ても下賣指値を持てる甲が次第買の乙に對し主働的に出づる事はあまり見ざる例なるが兎に角掛引上又は四錢以下の決定を見るべきものと誤りて甲より乙に付合せたりとすれば甲は他に多數の四錢買手ありて四錢以下の決定あること難きを見て直に買手を振らざるべからず(乙の代理をなせることゝなる)而して丙の五錢賣と付合したるとき五錢の決定を見る也。即ち甲は「ハナ」を振りたることに

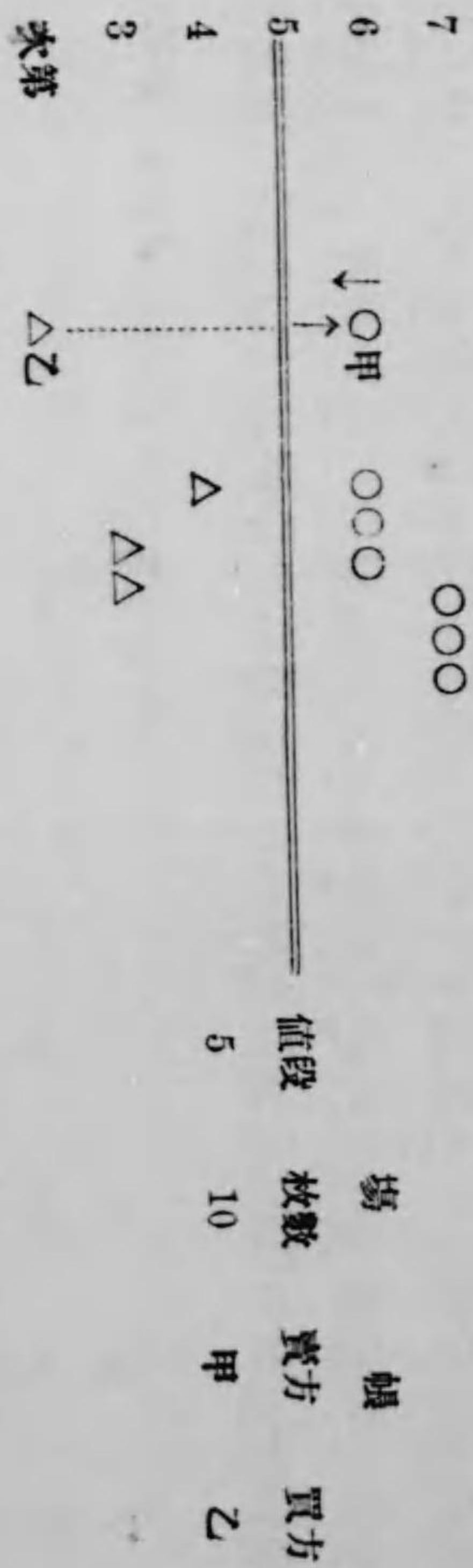
よりにて賣買關係より離れ結局丙と乙との賣買のみ成立せることとなる(第二例(ロ)参照)

由是觀之下賣指値を有するものは其の指値以下の買指値を呼ぶものに仕掛くるを最も得策とす。蓋し斯の如くすれば場面傾向の如何に不拘他に「ハナ」をふるの要なければ也。

(ロ)買方より付合せたるものとす

一、假定場面の傾向は下向也とす

甲	六錢以下賣	百石	乙	次第買	百石
	六錢賣	三百石		四錢買	百石
	七錢賣	四百石		參錢買	二百石

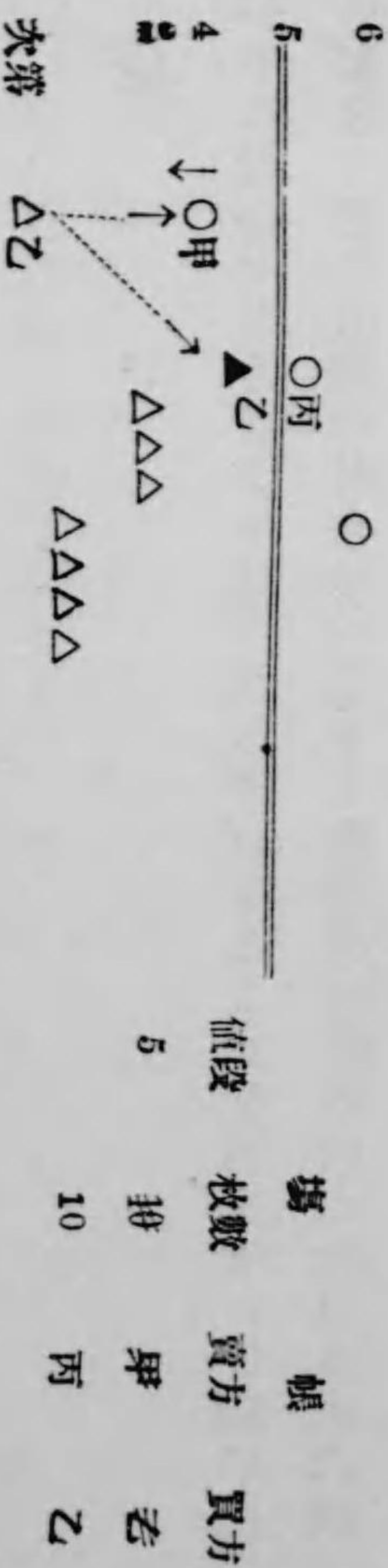


乙が甲に付合せたるとき甲は六錢以下賣なることを明言するが故に乙は五錢買を呼ぶの要なく他に五錢の付合せはなきも値段は五錢の決定を見る也六錢の手合せありしに拘らず五錢の決定を見るは一見不合理の如くなるも付合せの順序により斯の如きこと往々あり尤も本例の如き場合には甲は先づ四錢買に付合せ然る後に五錢賣手を張り乙との付合せありて五錢の決定を見るに至ること普通也六錢下賣とは最高値を制限せる次第賣とも見ることを得べく本例の場合に於ても次第賣と次第買の付合せありて賣は六錢買は四錢なりし故五錢の決定を見たる也と考ふる方寧ろ便利な

らん。

二、假定場面の傾向向上也とす

甲 四錢以下賣 百石	乙 次第買 百石
丙 五錢賣 百石	四錢買 三百石
六錢賣 百石	參錢買 四百石



之第四例(イ)の(二)の場合の仕掛けたるものが反対の位置にありし場合と考ふることを得べし、此際に於ても甲は乙より付合されるとき下賣なることを明言せざるべからず。尤も下賣又は上買等は必ずしも一々明言するの要なし。又實際上に於

ても喧囂を極たる競合中の事なれば咄嗟の間にかゝることを言ふの暇なきこと多し即ち相場傾向向上の時には恰も自ら仕掛けたる如く下賣指値以上にては必ず買手を振りて相手方を求め所謂「ハナ」を振ることによりて付合されたる賣買関係より離れざるべからず。本例に於て甲にして下賣なることを明示せざれば第四例(イ)の(二)の場合の如き手振りをなせば可なる也。

第五例 賣方は下賣指値にして買方は指値の場合

(イ)賣方より付合せたるものとす

一、假定場面の傾向向下也とす

甲 六錢以下賣 百石	乙 五錢買 百石
六錢賣 二百石	四錢買 百石
七錢賣 四百石	

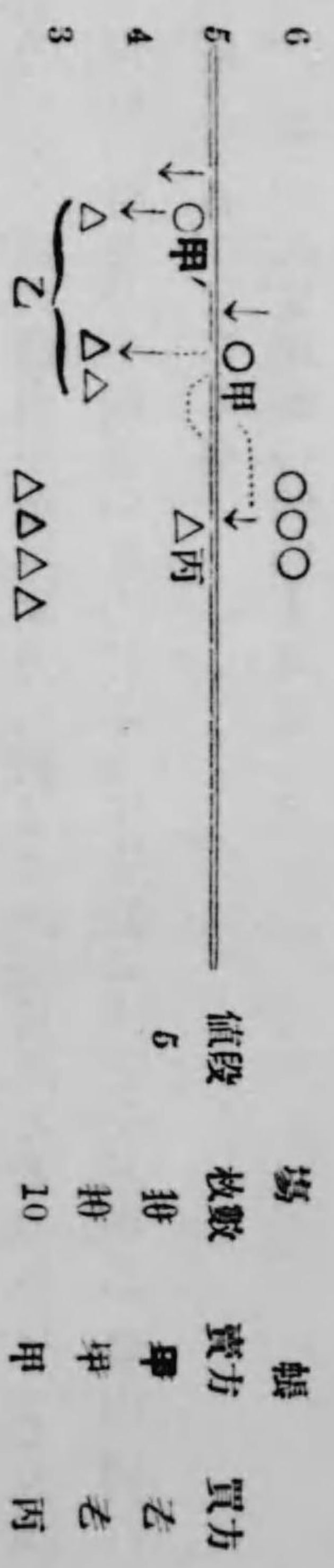
大阪堂島市場の競賣買方法



第四例(イ)の(一)の場合は乙が次第買なりしが此の際は乙は五錢の指値買也又前例の時は甲より主働的に出づるを便宜ならずと述べしも本例に於ては之を普通とす
(第四例(イ)の(二)末項参照)

二、假定場面の傾向上向也とす

甲 四錢以下賣	百石	丙 五錢買	百石
甲 五錢以下賣	百石	乙 四錢買	三百石
六錢賣	三百石	參錢買	四百石



甲は乙に付合せたるに石數の合致を見ず(俵合はずといふ)甲も乙に付合せたるに尙百石の差あり甲は四錢以下賣なれば其儘手振りをなさず甲は五錢以下賣なれば他に五錢買あれば直に之に付合せざるべからず此際丙の五錢買手現はれしにより最後に甲と丙との付合せありて茲に値段は五錢の決定を見る也。

(ロ)買方より付合せたるものとす

一、假定場面の傾向下向也とす

甲 五錢以下賣	百石	六錢買	百石
甲 六錢賣以下	百石	丙 五錢買	百石
六錢賣	三百石	四錢買	二百石

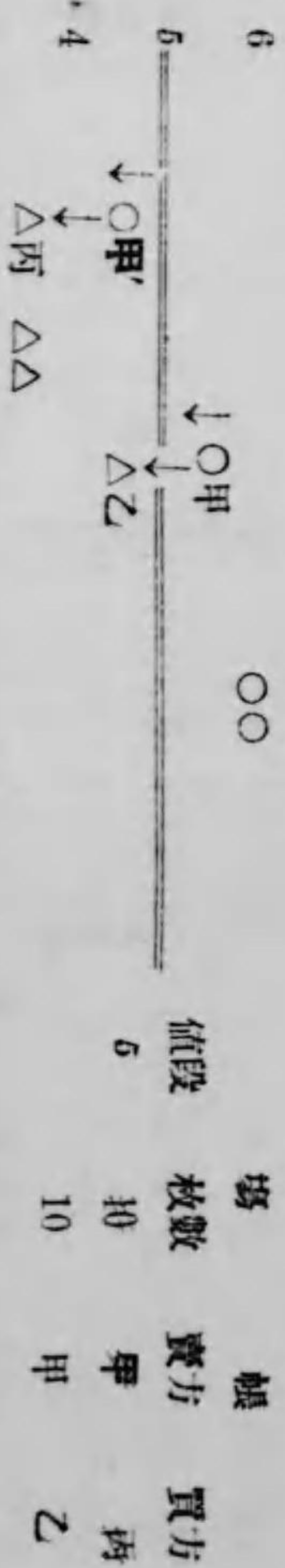
大阪堂島市場の競賣買方法



本例の如きも實際上甚だ稀也然れとも必ずしも無しとは言ふ能はず初め乙は甲と付合せたりとすれば甲が普通の指値なるときは四銭買を張り直さざるべからず然るに付合せの際甲が五銭下賣なることを言へば乙は其儘手振りを休止することを得る也丙より甲に付合せたる時も亦同じ而して此の際一方には五銭の賣買成立し他には六銭の賣買成立せるに何故五銭の決定を見るやと云ふに甲と乙甲と丙何れの賣買が先に行はれたるにせよ其の付合せ後は其の賣買者双方共場面より離れて手振りをなさず賣方に於ては六銭賣手あり買方に於ては四銭買手あるのみにして五銭の呼聲なし即ち何れの付合せか最後のものによりて五銭の決定を見甲乙甲丙何れも五銭にて賣買成立せる事となる也。

二、假定場面の傾向上向也とす

甲	四銭以下賣	百石	乙	五銭買	百石
甲	五銭以下賣	百石	丙	四銭買	三百石
六銭賣	二百石				



丙より甲に付合せたるるとき普通なれば丙は五銭にて賣手を張らざるべからざるも甲は五銭下賣なるにより其の要なきこと前例に同じ此の際甲と丙との付合の有無に不拘甲と乙との付合により五銭の決定を見る也。

第六例 買方は以上買指値にして賣方は次第の場合(第四例参照)

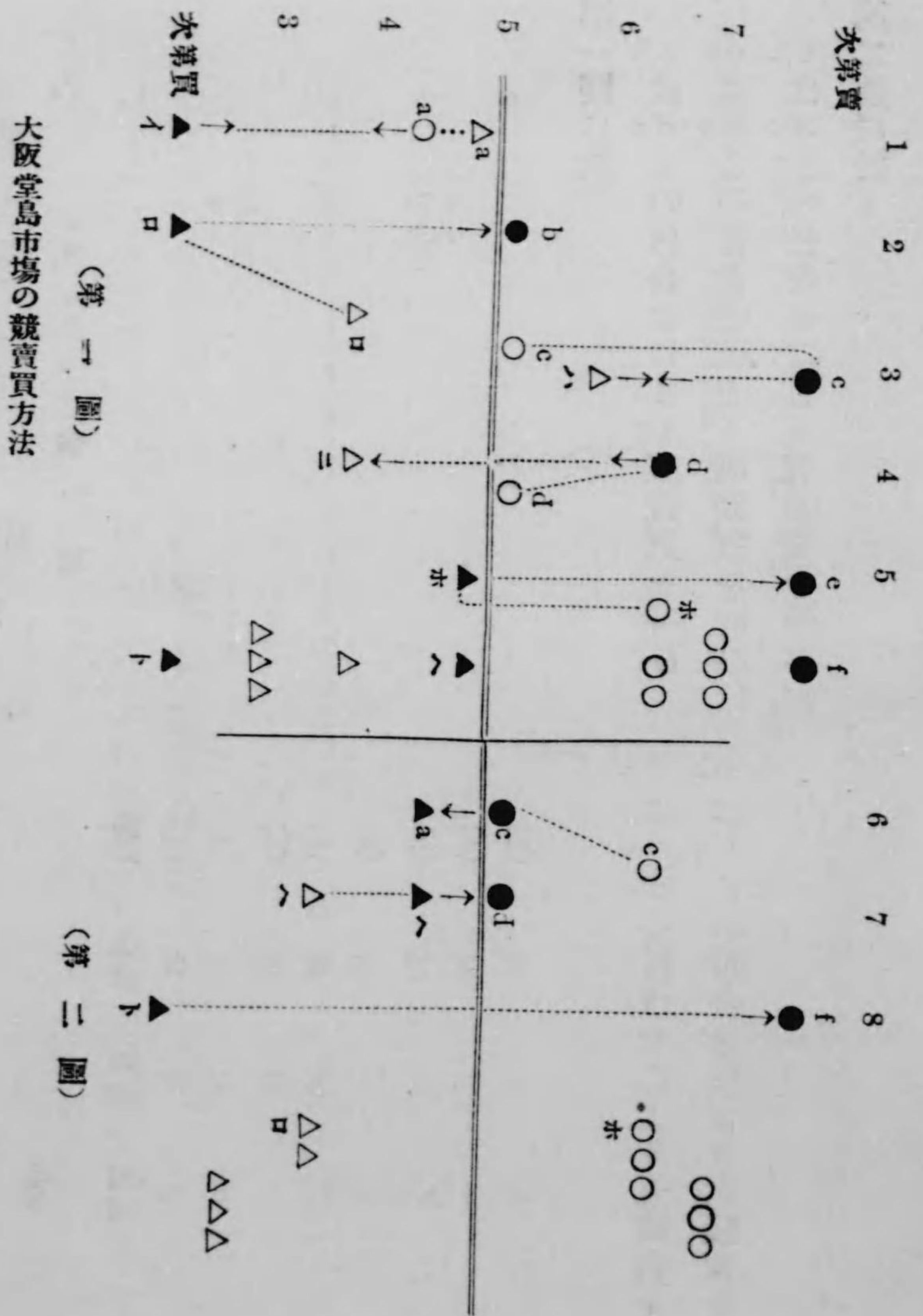
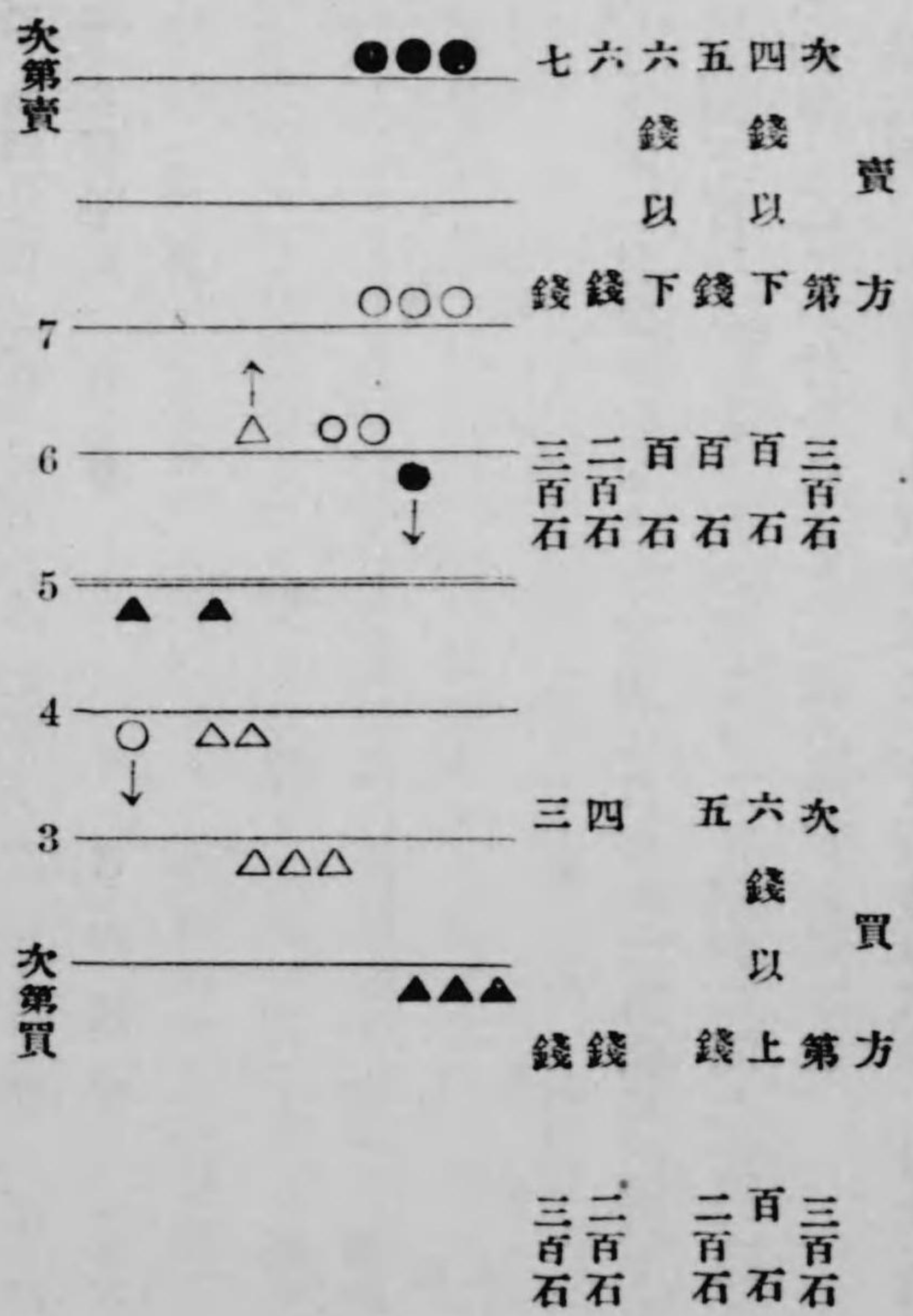
第七例 買方は以上買指値にして方賣は指値の場合(第五例参照)

第六例、第七例に就ては前記第四例第五例の賣買の位置を轉倒して考ふれば自ら

大阪堂島市場の競賣買方法

明なるが故に説明は之を省略すべし。

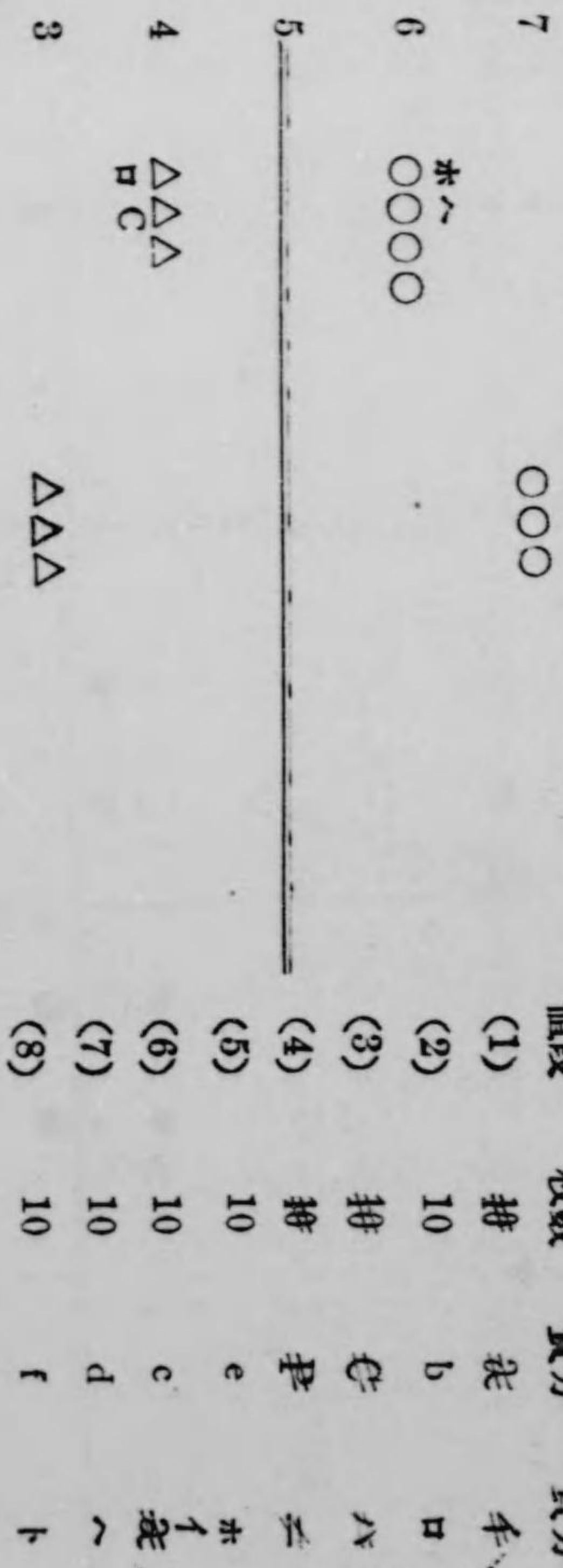
第八例以上個々別々の場合に付きて夫れ夫れ詳説したるが次に種々の場合を含める一例を擧げて参考に供すべし(賣買成立石數五百石決定値段五錢)



(第一圖) 大阪堂島市場の競賣買方法

(第二圖)

(第三圖)



第一圖に於て

a。はイ。との付合せにより五錢買を呼び
 o。はb。との付合せにより四錢買を呼び
 c。はハ。との付合せにより五錢賣を呼び

第二圖に於て

d。はニ。との付合せにより五錢賣を呼び
 o。はe。との付合せにより六錢賣を呼び

c。はa。との付合せにより六錢賣を呼び
 o。はd。との付合せにより四錢買を呼び

ト。とf。との付合せにより五錢の決定を
 見る

第三圖は聲柝後の場面假想圖也(完)

大正五年十月十日印刷
大正五年十月十五日發行

北濱之兜町

定價 壹圓四拾錢

不許複製	著者	島本得一
發行所	榮吉	大阪市東區內淡路町二丁目十七番地
印刷者	渡部醇	大阪市東區內淡路町二丁目三十一番地

大阪活版所印行

發行元
大阪市東區松屋町內淡路町南
振替大阪參壹六六六番
文雅堂書店

東關發賣元
東京日本橋區檜物町
振替東京一三〇番
弘學館書店

大阪株式取引所
調査部主任

島本得一先生編

株式市場用語字彙

定價
四十五錢

ポケット形天金美装箱入 二百頁

本書は『北濱と兜町』の姉妹篇で、株式期米両市場の慣用語を集めた辭典である、相場を研究したり、日々の新聞商況欄を讀むのにはなくてはならぬ書で、語數の多いのこ解釋の妥當なところは既刊の類書中一頭地を抜いてゐる、敢て江湖の一讀を薦む。

發兌 文雅堂書店

醫學博士 湯川玄洋先生述

健康者の衛生法

胃腸之一年

菊判
クロス製
定價
金壹圓拾錢
送料金八錢

本書は關西刀圭界に於て胃腸學の權威として盛名のある湯川博士が日本人を本位として日常の長壽攝生法を素人にも解り易き様特に平易なる文章を以て不知不識の中に健康法を覺り得る様説述されたものであるから平素衛生に注意を拂ふ人にて是非一讀煩し度ひ書である附録としては博士の考案に成れる食餌療法の定表を添わてある

病患者の攝養法

發賣元 文雅堂書店

36/5

前稅務署長 松村源三郎先生著

營業稅
所得稅
印紙稅
相續稅

四法理由詳說全

四六版
クロース製
六百餘頁
定價二圓半錢
特價一圓半錢
送料八錢

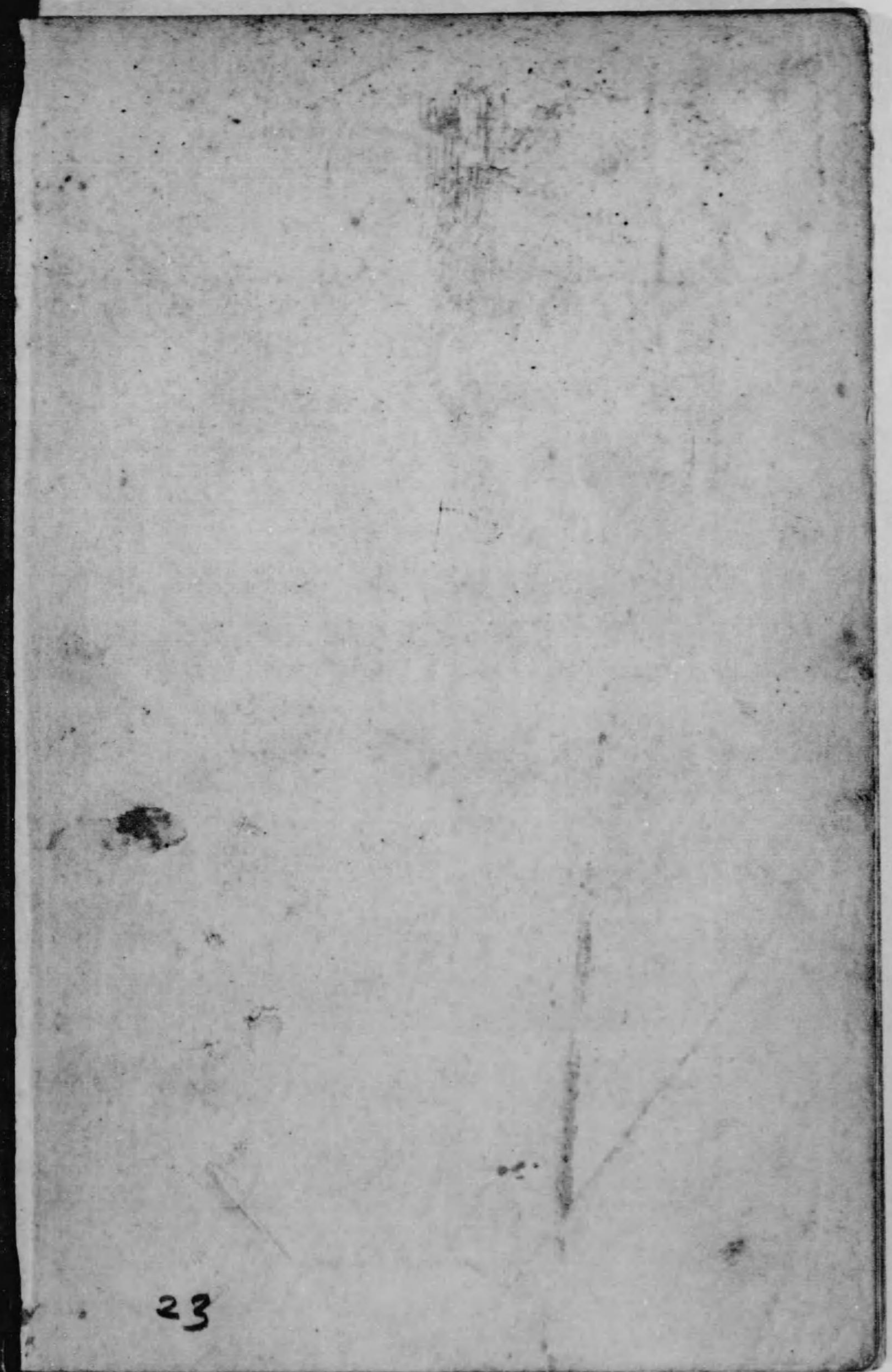
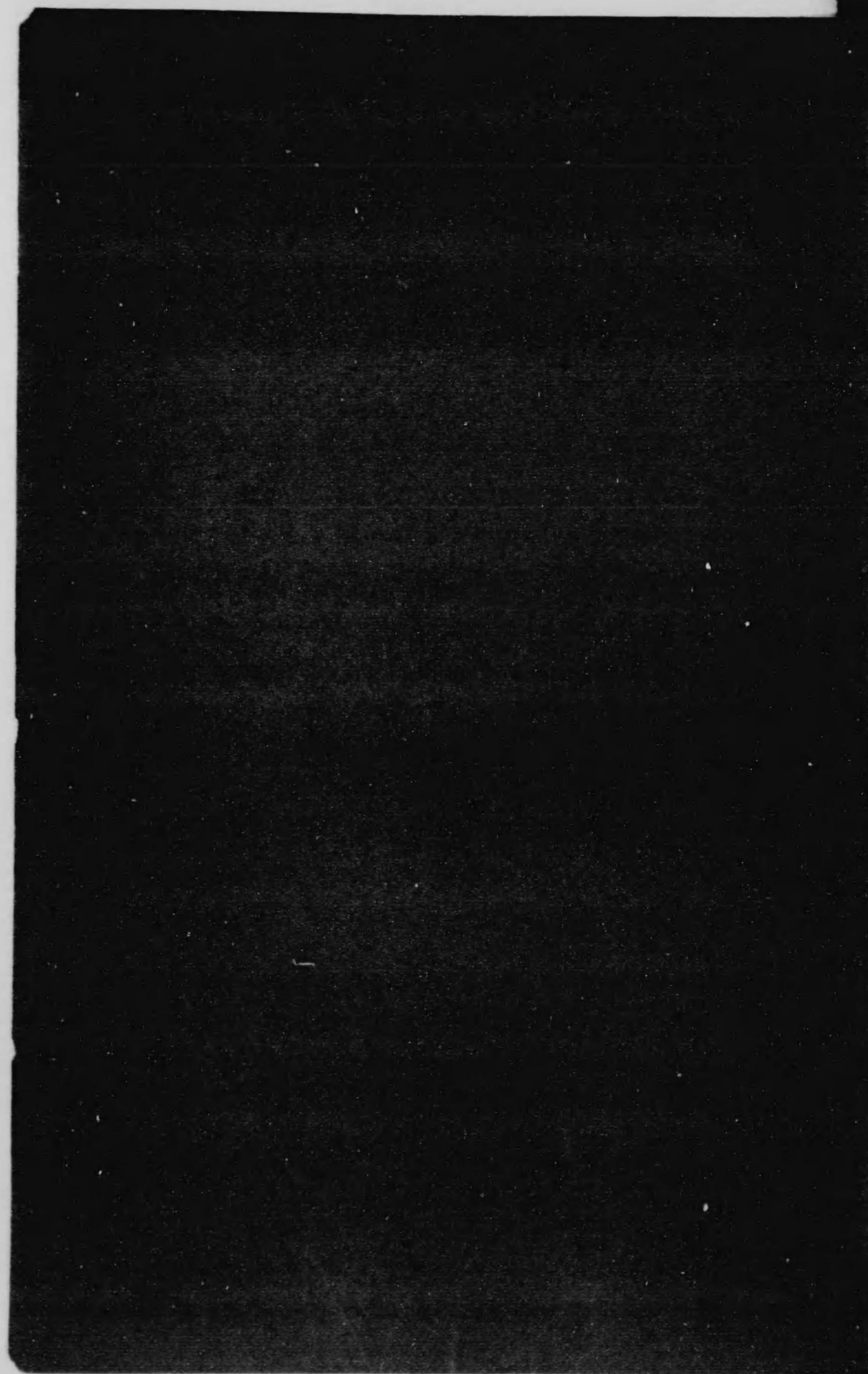
世評一斑

▲大阪朝日新聞曰く、營業稅法、所得稅法、相續稅法、印紙稅法の法理と施行取扱法並に夫に關する手續書式等を平易に解説した著書である、何人も心得べき法規として且又各人の權利を尊重し義務を遂行する上に於て最も必要なる智識の入門書として適當なるものと認む

▲大阪毎日新聞曰く、昨年改正發布されたる營業、所得、相續、印紙の四稅法に就き關係條文の説明並に疑義問答を收めたるものにして尙他に行政裁判所其他に對する訴願等の書式に關する各項を附載せり右稅法に直接間接に關係ある諸士の好個參考書たり

▲新愛知曰く、本書は營業法、所得稅法、相續稅法、印紙稅法の四稅理由を詳説したもので、從來タテ税金を納むることのみを知りて研究を怠つて居た稅務上の意義取扱を知らしむる目的を以て、長年月の研究と實驗とを有する著者が懇切に叙述説明してあるから、素人にても直ぐ之を解するに足る、營業稅の加減應是非の論議へ高い今日に於ては、十分に此方面の常識がなくてはならない、所得稅法は正當の論議を執つた詳細なもので、相續稅法、印紙稅法は前二者とは自ら異なり相續稅法は大正二年改正當時筆を執つた詳細なもの、印紙稅法は如き、又印紙稅法では送り状、案内狀の調製方、有稅無稅の理由等商家の調査、物件の評定の必要ならぬ問題を明白に説明してある、本書は一名四稅法正理問答書であるとも云る、一般商店

發兌 文雅堂書店



23

367
5

終